

# 新潟県柏崎市上下水道局建設工事入札参加資格審査規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、柏崎市上下水道局が行う建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議（以下「競争入札等」という。）に参加する者に必要な資格並びにその資格審査の申請の方法及び時期その他必要な事項を定めるものとする。

(建設工事入札参加資格審査等)

**第2条** 柏崎市上下水道局が行う競争入札等の参加資格、資格審査の申請の方法、時期、資格審査、工事の発注標準その他必要な事項については、この規程に特別の定めがあるものを除き、新潟県柏崎市建設工事入札参加資格審査規程（平成7年3月柏崎市告示第21号。以下「市の規程」という。）の例による。

2 市の規程第3条の規定により市長に提出された建設工事入札参加資格審査申請書は、管理者にも提出があったものとみなす。

(資格審査申請)

**第3条** 水道本支管布設工事の入札参加資格審査を受けようとする者は、市の規程に定めるもののほか、別記様式による書類を管理者に提出しなければならない。

(資格審査)

**第4条** 管理者は、水道本支管布設工事について資格審査を行い、A、B又はCの3等級に格付けするものとする。

(工事の発注標準)

**第5条** 水道本支管布設工事について格付けした等級に対応する発注の標準となる工事の等級は、次のとおりとする。

A	2,000万円以上
B	500万円以上2,000万円未満
C	200万円超500万円未満

(その他の事項)

**第6条** この規程に定めるもののほか必要な事項については、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成19年度以降の入札参加資格審査に係るものについて適用する。

**附 則**（平成23年3月28日公企管規程第13号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年3月22日公企管規程第27号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（令和4年10月21日公企管規程第5号）

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

**附 則**（令和7年3月31日公企管規程第7号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

年度  
水道本支管布設工事入札参加資格審査補足調査総括表

年 月 日

柏崎市長 様

住 所  
提出者 商 号  
代表者  
所 属  
作成者 氏 名  
電 話

1 建設業許可区分

- (1) 土木工事業 許可（ - ）第 号  
(2) 管工事業 許可（ - ）第 号  
(3) 水道施設工事業 許可（ - ）第 号

2 工事経歴（実績） 別紙様式2により工事完成高を記入してください。

事前第1事業年度 工事完成高	直前第2事業年度 工事完成高	合 計	年間平均工事完成高 (合計÷2)
千円	千円	千円	千円

3 有資格者 別紙様式3により有資格者数を記入してください。

給水装置工事主任技術者	耐 震 登 録	主任配管工	合 計
人	人	人	人

## 別紙様式2

## 水道本支管布設工事経歴書（実績） 直前第 事業年度分

※主たる工事10件以内について記入し、ほかは「その他〇〇件」とする。

注 文 者	受注形態	工 事 名	請負代金（税込）	工事完成年月	備 考
	元請・下請 共同企業体		千円	年 月	
その他 件					
合 計					

